

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年10月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第44号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項本文中「使用しようとする日の属する月の前月の初日」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次に掲げる要件を満たしている競技会、講習会その他の催物として別に定めるもののためにするもの 使用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下この号において「使用日」という。）の属する年度の前年度の12月1日

ア 本市におけるスポーツの振興に著しく寄与すること。

イ 開催の準備に相当の期間を要するため、早期に使用日を決定することを要すること。

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 使用しようとする日の属する月の前月の初日

第2条 京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(行為許可等の申請)」に改め、同条前段中「第1号様式又は第2号様式による申請書」を「都市公園内行為許可申請書(第1号様式)又は変更許可申請書(第2号様式)」に改め、「第2条第1項に規定する」の右に「有料公園にあっては、同項に規定する」を加え、「に管理を行わせる有料公園(同項に規定する有料公園をいう。)にあっては、当該指定管理者。第3条第1項、第8条第2項」を「。第12条」に改める。

第3条の見出し中「使用許可申請手続」を「利用許可の申請」に改め、同条第1項中「第7条第1項本文」を「第7条第1項」に、「使用」を「利用」に、「第3号様式による申請書を市長」を「指定管理者が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、付属設備のうち有料ロッカー又は温水シャワー設備を利用しようとする者が、第11条の2第2項本文の規定によりその利用に係る料金を支

払ったときは、利用の許可の申請があったものとみなす。

第4条を次のように改める。

(有料公園施設の利用許可の受付期間)

第4条 前条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

(1) 次に掲げる要件を満たしている競技会、講習会その他の催物として別に定めるもののためにするもの 利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下この号において「利用日」という。）の属する年度の前年度の12月1日

ア 本市におけるスポーツの振興に著しく寄与すること。

イ 開催の準備に相当の期間を要するため、早期に利用日を決定することを要すること。

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 利用しようとする日の属する月の前月の初日

第5条の見出し中「設置等の許可申請手続」を「設置許可等の申請」に改め、同条第1項中「第4号様式、第5号様式又は第6号様式による申請書」を「公園施設設置許可申請書（第3号様式）、公園施設管理許可申請書（第4号様式）又は都市公園占用許可申請書（第5号様式）」に改め、同条第3項前段中「第2号様式による申請書」を「変更許可申請書」に改める。

第6条の見出し中「継続許可申請手続」を「継続許可の申請」に改め、同条中「第7号様式の申請書」を「継続許可申請書（第6号様式）」に改める。

第8条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条に次の1項を加える。

3 附属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備については、第11条の2第2項本文の規定によりその利用に係る料金を支払ったときに、利用の許可があったものとみなす。

第9条第2項中「が当該保証人」を「が前項の保証人」に、「法又は条例の規定に基づき許可を受けた者」を「条例第10条第1項に規定する使用者」に改める。

第10条中「保証金は、市長がそのつど」を削り、「方法等を」を「方法等は、その都

度市長が」に改める。

第11条の見出し中「の額及び納付方法」を削り、同条第1項中「条例第7条第1項ただし書に規定する有料公園施設に係る使用料及び」を削り、「使用料の額は、別表」を「別に定める使用料は、別表第1」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「納付方法」を「納入の方法」に改め、同項第1号中「納付しなければ」を「納入しなければ」に改め、同項第2号中「徴収する」を「納入しなければならない」に、「合わせて納付する」を「併せて納入する」に改め、同項第3号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第11条の2 条例別表第3に掲げる付属設備の利用に係る料金の上限額は、別表第2のとおりとする。

2 付属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備の利用に係る料金は、当該有料ロッカー又は温水シャワー設備を利用する際に、硬貨投入口に投入して支払わなければならない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、別に定める方法により支払わせることができる。

第12条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「第10条第2項」を「第12条の3」に改め、「使用料」の右に「又は有料公園施設の利用に係る料金」を、「市長」の右に「又は指定管理者」を加える。

第13条中「第12条の2第1項」を「第12条の4第1項」に改める。

第15条中「第4条」を「第5条」に改め、「の規定」の右に「(第8条第2項及び第11条の2を除く。)」を加える。

別表3を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第11条の2関係)

区 分		利用単位	単位期間	利 用 料 金
有 料 ロ ッ カ ー		1 個	1 月	円 1, 130
		1 個 1 回	1 日	100
温 水 シャ ワー 設備	吉 祥 院 公 園	1 室	1 日	4, 620
			1 時 間	1, 540
	下 鳥 羽 公 園		1 日	2, 770
			1 時 間	920
そ の 他		1 個 1 回	4 分	100

夜間 照明 設備	岡崎公園テニスコート	1 面 分	1 時 間	3 0 0
	吉祥院公園球技場			6 1 0
	西院公園テニスコート			3 0 0
	小畑川中央公園テニスコート			3 0 0
	下鳥羽公園球技場			8 2 0
	伏見桃山城運動公園野球場兼運動場			1, 0 2 0
電	源	1 箇 所	4 時 間	1 0 0
拡声器（電源を含む。）		1 台	1 時 間	6 1 0
スコ アボ ード	岡崎公園野球場	一 式	1 時 間	2 0 0
	吉祥院公園球技場			2 0 0
	下鳥羽公園球技場			2 0 0
	伏見桃山城運動公園野球場			2 0 0

第1号様式備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考2中「指定管理者が管理する」を削る。

第2号様式注及び備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考2中「指定管理者が管理する」を削る。

第3号様式を削る。

第4号様式備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第3号様式とする。

第5号様式備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第4号様式とする。

第6号様式備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第5号様式とする。

第7号様式注及び備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第6号様式とする。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)